

介護保険 要介護(要支援)認定を受けている方の税控除について

障害者控除

納税者本人または扶養親族の方が所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

障害者手帳などが交付されていなくても障がい者と同等程度であると福祉事務所長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は申請して事前にご用意ください。

申請対象者：65歳以上で 介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方

※認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を申請日の翌日以降に交付します。

※平成22年以降に認定証を交付された方は申請の必要はありませんが、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。

おむつ代の医療費控除

納税者本人または生計を一にする方のために医療費を支払った場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

寝たきりの方が使用したおむつ代についても医療費控除の対象となりますが、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

なお、要介護(要支援)認定を受けていて、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方は、「おむつ使用証明書」に代わって市が交付する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で、控除を受けることができます。確認書が必要な方は申請して事前にご用意ください。

申請対象者：要介護認定を受けている方で、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方

※おむつ使用の必要性が確認できた方には、確認書を交付します。

※昨年以前に確認書を発行した方でも、本年の申告用に改めて確認書が必要となります。

- 申請場所：高齢福祉課または各支所福祉課
- 必要なもの：対象者の印鑑
- 申請期限：12月28日(水)

- 【問合せ】○書類交付に関すること：高齢福祉課(内線173)、笠間支所福祉課(内線72133)、岩間支所福祉課(内線73172)
- 税の控除に関すること：税務課(内線112)

地域コミュニティ活動の活性化のために

宝くじ助成事業で備品を整備

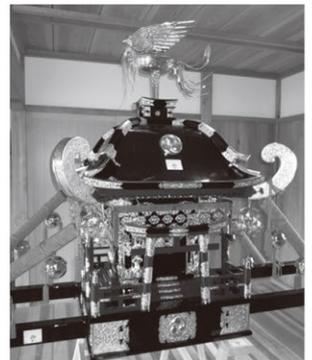
地域の交流と活性化を図るために、(一財)自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、平区会ではお神輿、旭町西区会では祭礼用の太鼓や笛、獅子樽用幌を購入しました。この助成は、宝くじの普及と広報を目的として、コミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するために助成しているものです。



祭礼用の太鼓と笛(旭町西区会)



獅子樽用幌(旭町西区会)



お神輿(平区会)

【問合せ】

市民活動課(内線132)



やさしい保険プラザ

友部スクエア店

笠間市住吉1364-1

☎0120-650-121

営業時間 10:00~20:00

保険募集代理店
株式会社 ファイックス、ジャパン
茨城支店



「地震保険は値上がり前に！」

東日本大震災から5年。最近また、茨城県内でも地震が頻発しており「近いうちには大地震が起きるのでは？」と不安を募らせている方も多いのではないかと思います。地震発生予測でも、茨城県でM7以上の地震の発生確率は、30年以上以内に70%といわれ、高い確率となっています。

地震での被害には、家屋や家財の損壊、地震が原因での火災などが発生します。この火災の場合、火災保険では補償されず、地震保険への加入が必要です。

来年1月から地震保険料が改定されます。茨城県では約14%の値上げが予定されています。ぜひ、値上げの前のご加入をお勧めします。

地震はいつ何時起こるか分かりませんが、いざという時の備えだけは、しっかりとっておくことが大切です。

「やさしい保険プラザでは」無料相談を行っています。お気軽にご相談ください。